

中央大学学友会規約

前文

本会は、中央大学学生が自主的な活動によって学術、文化、体育の向上発展を図り会員の人間性を深めより高い文化を築き社会の発展に資することを目的としてこの規約を定める。

第1章 総則

第1条 本会は、中央大学学友会と称する。

第2条 会員は、つぎの2種とする。

- 1.正会員
- 2.特別会員

第3条 正会員は、中央大学の各学部の学生とする。

第4条 特別会員は、中央大学の役員、教授、助教授、専任講師および主事以上の職員ならびに各部会の監督とする。ただし監督以外の特別会員は、学友会の役務についているものに限る。

- 2.特別会員は、本会の健全、円滑な運用のために助言し協力する。

第2章 組織

第5条 本会に会長をおく。

- 2.会長は、学長がこれにあたり、会務を総理する。

第6条 本会に副会長1名をおく。

- 2.副会長は、中央委員会委員である特別会員中の教授から中央委員会がこれを選出し、会長が委嘱する。
- 3.副会長は、会長に事故あるときその職務を代行する。
- 4.副会長の任期は、2年とする。ただし、重任を妨げない。
- 5.副会長が任期中に改選された場合の任期は前任者の残任期間とする。

第7条 本会に参与若干名をおく。

- 2.参与は常任理事ならびに学部長、学生部長および事務局長がこれにあたり、会長が委嘱する。
- 3.参与は、会長を補佐し、会務に参与する。

第8条 本会に、総務部、監査部、学術連盟、文化連盟、学芸連盟、体育連盟、体育同好会連盟、学友連盟、および理工連盟をおく。

第9条 総務部に部長、副部長各一名をおく。

2.総務部長および副部長は、中央委員会が中央委員会委員である特別会員中の教授からこれを選出し、会長がこれを委嘱する。

- 3.総務部長は、中央委員会、連絡協議会の議決にしたがい本会の会務を司る。
- 4.副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときその職務を代行する。
- 5.総務部長および副部長の任期は2年とし、重任を妨げない。ただし、総務部長および副部長の選出

は、隔年交互に行うものとする。

6.総務部長および副部長が任期中に改選された場合の任期は前任者の残任期間とする。

第10条 総務部に、幹事および幹事補佐各一名をおく。

2.幹事は、学友会事務室長をもってこれにあて、総務部長の指示にしたがい、学友会の事務を処理する。

3.幹事補佐は、学友会事務室職員をもってこれにあてる。幹事補佐は幹事を補佐する。

第11条 学術、文化、学芸、体育、体育同好会、学友、理工の各連盟に会長、委員長その他の役員をおく。

2.各連盟会長は本学の教授の中からそれぞれの連盟委員会の推薦により会長が委嘱する。

3.各連盟会長の任期は二学年とし重任を妨げない。

4.各連盟会長は、それぞれの連盟の会務を掌理する。

5.各連盟会長の選定および委員長以下の役員の選出は別に定めるそれぞれの連盟規約による。

第12条 各連盟の委員長以下の役員の任期は、一学年とする。ただし、重任を妨げない。

第13条 連盟に加入する以前の部会（未公認部会）は、七連盟の下で活動を保障される。

第14条 監査部は、第六章に定める規定にしたがい本会の監査を行う。

第3章 機関

第15条 本会に、中央委員会、部会長会、連絡協議会、連盟会議および公認問題審議会をおく。

2.中央委員会は必要ある場合、小委員会をおくことができる。

第16条 中央委員会は、本会の最高議決機関とする。

2.中央委員会は、本会の予算、決算および企画ならびに各部会の設立、併合、停止、および廃止等本会の重要事項を審議決定する。

第17条 中央委員会は、会長、副会長、参与、総務部長、同副部長、各連盟会長および監査部長ならびに選任中央委員会委員、幹事、および幹事補佐をもってこれを組織する。

2.中央委員会における正会員である委員の数と特別会員である委員の数とは同数とする。

第18条 選任中央委員会委員は正会員および特別会員の中からつぎの各号によりこれを選出し、会長が委嘱する。

1.正会員である委員は、学術連盟から五名、文化連盟から十名、学芸連盟から十名、体育連盟から十名、体育同好会連盟から五名、学友連盟から五名、理工連盟から五名を各連盟において、それぞれ選出し、会長が委嘱する。

2.特別会員である委員のうちの選任委員は、部会長会において選出し、会長が委嘱する。 2.委員の任期は一学年とする。ただし、重任を妨げない。

第19条 中央委員会は会長が招集する。

2.定例中央委員会は、毎学年四回これを開く。

3.会長がその必要を認めるとき、または中央委員会委員の三分の一以上が議題を示して開催を要求したとき、会長は二週間以内に臨時中央委員会を開かねばならない。

4.中央委員会の議長は、会長がこれにあたる。

5.中央委員会は、委員の過半数をもって成立する。ただし、委任による出席は、これを認めない。

6.中央委員会の議決は、出席委員数の過半数をもって決定する。

7.可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第20条 部会長会は、各連盟所属の部会長（特別会員）をもって組織する。

2.部会長会は特別会員の中から中央委員会委員を選出する。

3.中央委員会委員の選出は、出席者の投票によって決する。

4.部会長会は必要があるとき総務部から報告を求めることができる。

5.部会長会は、会長が招集し、その議長となる。

第21条 連絡協議会は、学術、文化、学芸、体育、体育同好会、学友、理工の各連盟および未公認部会に関し中央委員会に提出すべき議題、予算案の作成、予備費の支出、その他重要事項を審議する。

第22条 連絡協議会はつぎの各号の委員二四名をもって組織する。

一、正会員 学術、文化、学芸、体育、体育同好会、学友、理工の各連盟の委員長および副委員長（十四名） 二、特別会員 学術、文化、学芸、体育、体育同好会、学友、理工の各連盟会長（七名） 三、総務部長、同副部長および幹事（三名）

2.委員の任期は、それぞれの役職任期期間とする。ただし、重任を妨げない。

3.委員が任期中に欠員となった場合はこれを補充することができる。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4.連絡協議会は、総務部長が毎月一回招集する。ただし、各連盟から要求があったときまたは中央委員会の要請があったときは、議長は二週間以内にこれを招集しなければならない。

5.連絡協議会の議長は、総務部長がこれにあたる。

6.会議は、委員の過半数の出席があったときに成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。ただし、委任による票決は、これを認めない。

7.可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第23条 連盟会議は、学術、文化、学芸、体育、体育同好会、学友、理工の各連盟および未公認部会に関する議題を連絡協議会に提出し、各連盟および未公認部会の間の問題を調整し、その他重要事項を協議する。

第24条 連盟会議は学術、文化、学芸、体育、体育同好会、学友、理工の各連盟の委員長ならびに副委員長の14名をもって組織する。

2.委員の任期は一学年とする。ただし、重任を妨げない。

3.委員が任期中欠員となった場合はこれを補充することができる。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4.連盟会議に、委員の互選により、議長、副議長各1名を定める。ただし、議長、副議長は、中央委員会委員とする。

5.連盟会議は議長が毎月一回招集する。ただし、各連盟、総務部から要求があったときまたは連絡協議会の要請があったときは、議長は二週間以内にこれを招集しなければならない。

6.会議は、委員の三分の二以上の出席があったときに成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。ただし、委任による票決はこれを認めない。

7.可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第25条 公認申請等に関する審議会は、部会の設立、七連盟での公認、併合、停止、および廃止等に関する重要事項を審議する。

第26条 公認申請等に関する審議会は、つぎの各号の委員十六名をもって組織する。 一、学術、文化、

学芸、体育、体育同好会、学友、理工の各連盟の代表者各二名（計十四名） 二、連盟会議議長および副議長（二名）

2.委員の任期は一学年とする。ただし、重任を妨げない。

3.委員が任期中欠員となった場合はこれを補充することができる。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4.公認申請等に関する審議会は、議長が毎月一回招集する。ただし、各連盟または総務部から要求があったときは、議長は二週間以内にこれを招集しなければならない。

5.公認申請等に関する審議会の議長、副議長は、連盟会議議長、副議長がこれにあたる。

6.議長、副議長は議決権を有しない。会議は、各連盟代表委員の3分の2以上の出席があったときに成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。ただし、委任による票決はこれを認めない。

7.可否同数の場合は、否決とする。

第26条の2 中央大学学友会インターネット運営委員会は、学友会においてネットワークにかかわる事業を行う。

第26条の3 中央大学学友会インターネット運営委員会は、学術連盟、文化連盟、学芸連盟、体育連盟、体育同好会連盟、理工連盟から選出された各二名の委員によって組織する。

2.委員の任期は一学年とする。但し、重任は妨げない。

3.委員が任期中に改選された場合の任期は前任者の残任期間とする。

4.本会が必要とした際は臨時委員を選出することができる。

5.会議は委員の過半数の出席があったときに成立する。

第4章 部会の設立

第27条 会員は、学術、文化および体育に関する部会を設立することができる。

第28条 会員が部会（未公認部会）を設立するときは、一〇人以上の発起人により、つぎの各号の書類（部会設立申請書という）を作成し、総務部を経由して公認問題審議会に提出するものとする。

1.設立趣意書（目的）

2.発起人署名捺印簿

3.顧問推薦状および承諾書

4.役員名簿

5.部会の規則

6.部会員名簿

7.部会費、入部会金の徴収の有無およびその金額

8.部会申請年度の予算書

9.主要行事予定表

10.既存同系部会との相違およびその関係の説明

11.学内外の他団体との関連の有無およびその名称と内容の説明

第29条 公認申請等に関する審議会は、前条の申請を受理したときは、ただちにこれを審議しなければならない。

第30条 公認申請等に関する審議会は、前条の審議の結果を連盟会議に報告し、連絡協議会を経て中央

委員会に提出しなければならない。

第 31 条 未公認の各部会に顧問をおく。

1.顧問は、本学の教授、助教授または専任講師とする。ただし、やむを得ない場合は参与、参事、副参事、主事の中から選ぶことができる。

2.未公認部会は、顧問推薦状および承諾書を総務部に提出する。

3.顧問は、その部会の会務に助言し協力する。

4.顧問の任期は、一学年とする。ただし、重任を妨げない。

5.顧問は、各部会員の意見を参酌して委員長またはこれに代わるものが推薦し会長が委嘱する。

第 32 条 学友会加入後四年を経過した未公認部会は、公認部会として各連盟に加入を申請することができる。申請に際しては、つぎの各号の書類（部会公認申請書という）を作成し、五月十五日までに総務部を経由して公認問題審議会に提出するものとする。

1.公認申請趣意書

2.部会長推薦状および承諾書

3.役員名簿

4.部会の規則

5.部会員名簿

6.部会費、入部会金の徴収の有無およびその金額

7.公認申請年度の予算書

8.申請時までの決算報告書

9.申請時までの経過と活動状況についての報告

10.申請時の主要行事予定表

11.既存同系部会との相違およびその関係の説明

12.学内外の他団体との関係の有無およびその名称と内容の説明

第 33 条 公認申請等に関する審議会は、前条の申請を受理したときは、ただちにこれを審議しなければならない。

第 34 条 公認申請等に関する審議会は、前条の審議の結果を連盟会議に報告し、その部会の属すべき連盟の承認を得て、その結果を連絡協議会を経て中央委員会に提出しなければならない。

第 5 章 部会の構成

第 35 条 部会の部会長は、本学の教授、助教授または専任講師とする。ただし、やむを得ない場合は参与、参事、副参事の中から選ぶことができる。

2.部会長は、その部会の会務を掌理する。

3.部会長は、その部会の所属する同一連盟内において他の部会長を兼任することができない。

4.部会長の任期は、一学年とする。ただし、重任を妨げない。

5.部会長は、各部会員の意見を参酌して委員長またはこれに代わるものが推薦し、会長が委嘱する。

第 36 条 部会に副部会長を置くことができる。

1.副部会長は、本学の教授、助教授若しくは専任講師または主事以上の職員の中から選ぶことができる。

2.副部会長は部会長を補佐し、部会長の職務を代行することができる。

3.副部長は、その部会の所属する同一連盟において、他の部会長または副部長を兼任することができない。

4.副部長の任期は、一学年とする。但し、その重任を妨げない。

5.副部長は、各部の意見を参酌して、委員長またはこれに代わるものが推薦し、部会長の承認を得て会長が委嘱する。

第37条 部会には、監督をおくことができる。

2.監督は所属部会員の技術の指導にあたり、人格形成への助言を与えるものとする。

3.監督は、部会員の推薦により部会長の承認を得て会長が委嘱する。

第38条 部会にコーチを置くことができる。

1.コーチは監督を補佐し、コーチは所属部会員の技術補佐を行う。

2.コーチは、部会員又は監督が推薦し、部会長の承認を得て会長が委嘱する。

第6章 監査

第39条 監査部に、監査部長および部員若干名をおく。必要があるときには、副部長をおくことができる。

2.監査部長および副部長は、中央委員会において特別会員の中からこれを選出し、会長が委嘱する。

3.各連盟から監査部員若干名を選出し、会長がこれを委嘱する。

4.監査部長および同副部長の任期は二年とし、監査部員の任期は1学年とする。ただし、重任を妨げない。

第40条 監査部は、中央委員会に直属し、総務部の会計報告にもとづき、毎年五月に本会の定例会計監査を行ない、必要に応じて随時に本会の会計監査を行う。

1.監査部は、必要に応じ、各部会の施設、物品全般にわたり調査することができる。

第7章 会計

第41条 本会の支出は、正会員の納入する会費、大学補助金、寄付金、部会費その他の収入をもってあてらる。

第42条 正会員は、第一期の始めに授業料と同時に会費を納入しなければならない。

1.前項に定める会費は、年額一万円とする。

第43条 本会の会計年度は、毎年四月二日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第44条 部会は、毎年一二月末日までに、翌年度の予算案を総務部に提出しなければならない。

1.部会は、毎年四月二十日までに決算報告書を総務部に提出しなければならない。

第45条 総務部は、毎年一二月中に翌年度の収入および支出の予算書を必要な手続に従って作成し、監査部の審査をうけたのち中央委員会へ提出しなければならない。

1.本会の決算は、監査部の審査をうけたのち中央委員会の承認を得なければならない。

補則

第46条 本会に属する部会で、本学学則および本規約を逸脱し、本学および本会の秩序を乱し、名誉を著しく毀損したものがあつた場合には、連絡協議会の調査にもとづき中央委員会の議決にしたがい、会長は

つぎの処置を行う。

- 1.戒告
- 2.予算の凍結
- 3.予算の削減
- 4.活動の停止
- 5.公認の取り消し

第 47 条 本会規約の改正は、中央委員会の議決を経なければならない。

- 2.前項の議決は、委員三分の二以上の出席を要する。

付則

(施行期日)

1.昭和四二年三月二二日の中央委員会において改正された本会規約は昭和四二年四月一日から、これを施行する。 ※未公認団体の名称は、未公認部会が名称を決定するまでの仮称である。

2.昭和六三年一〇月一九日の中央委員会において改正された本会規約は、一九八九年四月一日からこれを施行する。

3.一九八九年一二月一九日の中央委員会において改正された本会規約は、一九八九年一二月二〇日からこれを施行する。

(経過措置)

この規約による改正後の第四一条は一九八九年四月一日以降の入学生から適用し、昭和六三年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

改正されたこの規約施行の際、現に存在する学友会選任役員および顧問は、その任期中この規約により委嘱されたものとみなす。

一九八九年一二月一九日の中央委員会において公認された部会は、改正された本会規約第三五条にかかわらず一九九〇年三月末日まで職員の主事身分の部会長をおくことができる。

一九八九年一二月一九日の中央委員会において公認された部会を受け入れた連盟においては、本会規約第 35 条第 3 項にかかわらず、一九九〇年三月末日まで同一連盟内において部会長を兼任することができる。

一九八九年一二月一九日の中央委員会で新たに公認された部会の前顧問は、引き続き当該部会の部会長とみなす。

二〇〇三年一二月一九日の中央委員会によって改正された本規約は、二〇〇三年一二月一九日から施行する。